

# 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金実施要綱

(抜粋)

## 6 給付金の申請

給付金を受けようとする者は、次の書類を居住地の市町村の所管窓口を經由して区域を所管する県の保健福祉環境事務所に提出しなければならない。(中略)

- (1) 福岡県腎臓疾患患者福祉給付金認定申請書(様式第1号)
- (2) 受給資格者の属する世帯全員の住民票の写し
- (3) 受給資格者及び扶養義務者の前年の所得並びに扶養親族数の証明書  
(前年の所得証明は、給与所得者については源泉徴収票を添付することによってこれに代えることができる。)
- (4) 地方税法(昭和25年法律第226号)第34条第1項第1号、第2号、第4号、並びに第6号に規定する控除を受けた者の数及び控除額の証明書。
- (5) 通院証明書(様式第2号)

(7. 8 略)

## 9 申請書の進達及び台帳の整備

市町村長は、6に定める申請があったときは福岡県腎臓疾患患者福祉給付金認定申請受付台帳(様式第3号)を整備の上、提出期限から5日以内に区域を所管する県の保健福祉環境事務所に送付するものとする。

(以下省略)